

○岐阜県地震体験車貸出要綱

昭和五十五年九月十四日 消第五五〇号
各県事務所長あて 総務部長

(目的)

第一条 この要綱は、県民に対し地震に備える知識、技術を実際のな体験により習得させるため、地震体験車の貸出について必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第二条 貸出対象者は次のとおりとする。

一 市町村

二 消防機関

(用途)

第三条 地震体験車は、原則として地震に関する防災知識の普及以外の用途に供してはならない。

(借受けの手続き等)

第四条 地震体験車を借受けようとする者(以下「借受団体等」という。)は、防災課長に地震体験車借受申請書(別記様式第一号)を提出し承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、借受けようとする場合は、前もって電話等により手続きすることができる。この場合において借受団体等の長は借受けようとする日までに所定の手続をしなければならない。

3 防災課長は、地震体験車の貸出しを承認したときは申請者にその旨を文書又は電話等により通知するものとする。

(貸出期間)

第五条 地震体験車の貸出期間は、防災知識の普及のための訓練、講習会等において実際に稼働させる日のほか、借受及び返還に要する日を加えるものとする。

(地震体験車の移動)

第六条 地震体験車の移動は、安全運行を図ることとし、特に地震体験車の後進、駐車の際には誘導者を配置する等、事故を未然に防ぐ措置を図ること。

(地震体験車の操作)

第七条 地震体験車の操作は、借受団体等の職員等で、県が行う地震体験車取扱い研修を受講した者でなければならない。

2 前項の規定による操作員の数は、地震体験車の操作兼運転者一名、説明者一名、乗降補助者二名を最低の要員とする。

3 地震体験車の使用にあたっては、必ず作業点検を行い、異常のないことを確認した後でなければ供用しないものとする。

(経費の負担等)

第八条 地震体験車の通常の維持修繕費、保険料(自動車損害賠償責任保険、任意

自動車保険)は、県の負担とする。

- 2 地震体験車の移動及び操作により使用する燃料費はすべて借受団体等の負担とし、返還時には車両及び発動発電機の燃料タンクを満杯にしておくものとする。
- 3 地震体験車の運転及び操作において、借受団体等に過失のある場合の故障等については、その修繕に要する費用はすべて借受団体等において負担するものとする。

- 4 前項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、当事者間においてその都度協議するものとする。

(使用中の事故等)

第九条 借受団体等は、貸出しを受けている期間中に事故を生じた場合、直ちに事故の概要を県危機管理部防災課に報告し、速やかに報告書(様式第六号)を提出し、防災課長の指示に従うものとする。

- 2 地震体験車の貸出中に生じた事故等についての責任は、借受団体等において一切負うものとする。

- 3 地震体験車の貸出中に生じた事故等についての修繕費用及び賠償費用は、県が加入する任意自動車保険の補償の範囲内は、当該保険金を充てるものとし、補償の範囲を超えるものは借受団体が負担するものとする。

(運転記録及び返還)

第十条 借受団体等は、地震体験車の使用前及び使用後に、県有自動車等使用伺・運転報告簿(別記様式第四号)によりそれぞれ当該団体の長の決裁を受けるものとする。

- 2 地震体験車を返還するときには、地震体験車使用報告書(別記様式第二号)に、前項に掲げる県有自動車使用伺・運転報告簿及び県有自動車仕業点検簿(別記様式第三号)を添えて返還するものとする。

- 3 返還する際には、防災課長が指示した職員の立ち会いの下、確認検査を受けなければならぬ。

- 4 前項に規定する確認検査については、地震体験車返却確認書(別記様式第五号)により確認するものとする。なお、この確認の際、故障等が見つかった場合には、借受団体の負担において修理等を行った上で、改めて確認を受け、返却することとする。

(その他)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、地震体験車の貸出について必要な事項はその都度定める。

付 則

この要綱は、昭和五十四年九月二十日から施行する。

付 則

この要綱は、平成二年四月一日から施行する。

付 則

この要綱は、平成十三年四月一日から施行する。
付 則

この要綱は、平成十四年四月一日から施行する。
付 則

この要綱は、平成十五年四月一日から施行する。
付 則

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。
付 則

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。
付 則

1 この要綱は、平成二十年一月一日から施行する。

2 平成十九年度中に貸出を行うものについては、なお従前の例による。
付 則

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則

この要綱は、平成二十年六月二十日から施行する。
附 則

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する

地震体験車使用報告書

年 月 日

岐阜県危機管理部防災課長 様

借受団体の長

印

下記のとおり地震体験車を使用しましたので報告します。

記

1 運転記録

借受日の走行距離数	返還時の走行距離数	実走行距離数
・ km	・ km	・ km

2 操作記録

使用日時	使用場所	操作時間	対象者数	体験者数	備考

3 特記事項（車両、起震装置等の異常の有無等）

地震体験車返却確認書

No.	点検箇所	点検内容	点検結果
1	ハンドル	1. 著しい遊び又はがたつきがないか 2. 異常に振れたり、取られたり又は重くないか	
2	タイヤ	1. 空気圧等に異常はないか 2. 亀裂及び損傷はないか 3. 異常な磨耗はないか	
3	原動機	1. エンジンは適切にかかるか	
4	燃料装置	1. 燃料の量は満タンであるか	
5	乗車装置	1. ドアロックは正常であるか 2. 座席ベルトに損傷がなく、取付けに異常はないか	
6	キャブ内	1. 清掃されているか 2. 忘れ物等ないか	
7	車両本体	1. 車両等にへこみ、傷等付いていないか 2. 洗車されているか	
8	照明装置	1. 車両のランプ、方向指示器等に異常はないか 2. ステージ等照明は全て点灯するか	
9	計器	1. 適切に動作しているか	
10	起震装置	1. 作用はよいか（動き、リモコン、音声等） 2. リモコンはあるか	
11	発動発電機	1. 発動発電機は適切にかかるか 2. 燃料タンクは満タンか	
12	地震体験室	1. 床の汚れ等、適切に清掃されているか 2. 椅子等に傷がないか、数は揃っているか 3. 震度階表示器に異常はないか	
13	広報装置	1. 映像、音声に異常はないか 2. マイク、音響機器等適切に動作するか	
14	操作盤	電源等のスイッチはすべてオフになっているか	
15	車載備品等	損傷はないか、数は全て揃っているか	
返却年月日 年 月 日			
返却者 所属 _____ 職・氏名 _____			
本書の通り確認を行いました。			
確認者 氏名 _____ 印 _____			

- 備考
1. 点検の結果が良好な場合は○印を、不良の場合は×印を付すこと。
 2. 確認検査後、返却者に所属及び職・氏名についてサインさせること。
 3. 確認検査後、確認者氏名欄に記入押印した上で、返却者に当該確認書の写しを交付すること。

第 号
平成 年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

交 通 事 故 等 報 告 書

借受団体長 職・氏名 印

以下のとおり、事故等が発生しましたので報告いたします。

使用責任者 職・氏名(年齢)	(歳)		
事故等の種類 (※ケガの症状等詳細に記載)	使用別	移動中 体験中	
被害者等の住所 職業・氏名	免許 種 別	取得時期	昭和 年
発生日時		平成 年 月 日 時 分	
発生場所	路線		
事故等の発生状況			